

静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等を支援し、もって温室効果ガスの削減を図るため、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新技術開発等 調査、研究及び新技術開発をいう。
- (2) 新技術開発 新技術開発、調査及び研究をいう。
- (3) 調査 企画、立案及び情報収集を行い、事業採算性等を調査するものをいう。
- (4) 研究 新技術及び新製品の開発に向けた基礎研究及び応用研究をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を設置する法人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、脱炭素社会の実現に資する市長が認める新技術開発等で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、原材料費、備品購入費、委託料並びに使用料、賃借料及び手数料とする。ただし、交際費（慶弔費を含む。）、関係者の飲食による要する経費、他の補助金等の交付対象となる経費その他補助対象経費として市長が不適当と認める経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、補助事業のうち調査にあっては1件につき100万円を、新技術開発及び経費にあっては1件につき500万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請を受けようとする者は、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 資金計画書（様式第3号）
- (3) 補助事業に係る見積書の写し
- (4) 登記事項証明書（申請する日の前3月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 定款の写し
- (6) 直近3営業年度分の決算書の写し
- (7) 市税の納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、法令、予算等に照ら

してその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付されることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ脱炭素社会の実現に資する新技術開発等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更資金計画書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出す

るに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が規則第16条第1項各号に定めるもののほか、市税を滞納したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に当該補助金を返還させるものとする。

(調査等)

第17条 市長は、補助金に係る新技術の動向の把握等のため必要があると認めるときは、補助事業の完了した年度の終了後5年間に限り、補助事業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定により補助事業者から報告のあった内容その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

(協力)

第19条 補助事業者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、市に対して協力するものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

所在地

申請者　名称

代表者氏名

電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業計画の名称 _____

2 対象事業（該当する欄に□を入れてください。）

調査 新技術開発・研究

3 交付申請額 _____

4 添付書類

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）資金計画書（様式第3号）

（3）補助事業に係る見積書の写し

（4）登記事項証明書（申請する日の前3月以内に発行されたものに限る。）

（5）定款の写し

（6）直近3営業年度分の決算書の写し

（7）市税の納税証明書

(注) 補助対象経費の金額は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分を除いた額を記載してください。

誓約書兼同意書

- 1 私は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - ア 役員等（申請者又は認定者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 私は、静岡市が1に掲げる事項を確認するため、本誓約書を警察署に提出することに同意します。

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

様式第2号（第7条関係、第10条関係）

(1枚目)

事業計画書（変更事業計画書）

申請者（法人名）
事業計画の名称
事業計画の期間 年　月　日　～　年　月　日
事業計画の概要（100字以内）
本事業の背景・動機・目的 (背景・動機) (目的)
目標とする成果
本事業に係る産業財産権の状況（該当するものを○で囲んでください。） ① 本事業に必要な産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を出願又は保有している。 はい　　いいえ ※保有している場合、種類及び番号を記入してください。_____
② 産業財産権の実施許諾、譲渡を受ける予定がある。 はい　　いいえ
③ 事業成果の産業財産権の出願を予定している。 はい　　いいえ

(2枚目)

本事業の内容及び方法

① 事業工程・内容

事業実施時期	事業項目	具体的な内容	担当者

② 成果物の仕様

高額な機械装置を購入する場合（機械一式税抜50万円以上）の購入理由

事業実施体制

① 本事業実施拠点の住所

② 事業実施体制図

(3枚目)

本事業で得られる技術的価値、独自性・新規性、温室効果ガスの削減効果、経済価値、市場規模・優位性、実現に向けた展望

① 技術的価値

② 独自性・新規性

③ 温室効果ガスの削減効果

④ 経済価値

⑤ 市場規模・優位性

⑥ 実現に向けた展望

様式第3号（第7条関係、第10条関係、第12条関係）

資金計画書（変更資金計画書・収支決算書）

1 資金計画

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
自己資金			
借入金			
市補助金			
その他			
合 計			

(2) 支出の部

(単位:円)

	経費区分	予算額	決算額	摘要
補助対象 経費	報償費			
	旅費			
	需用費			
	原材料費			
	備品購入費			
	委託料			
	使用料			
	賃借料			
補助対象 外経費	手数料			
	小 計			
	合 計			

2 科目別支出予算内訳

(1) 報償費

項目	仕様	金額(円)	内容
計			

(2) 旅費

項目	仕様	金額(円)	内容
計			

(3) 需用費

項目	仕様	金額(円)	内容
計			

(4) 原材料費

項目	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	使用目的
計					

(5) 備品購入費

項目	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	使用目的
計					

(6) 委託料

項目	内 容	金額(円)	外注・委託先
計			

(7) 使用料

項目	仕 様	金額(円)	内 容
計			

(8) 貸借料

項目	仕 様	金額(円)	内 容
計			

(9) 手数料

項目	仕 様	金額(円)	内 容
計			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 交付の時期

3 交付の条件

（1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び資金計画

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
 - ア 要綱第12条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
 - イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市

規則第44号)、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第5号（第10条関係）

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

所在地
申請者　名称
代表者氏名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1　変更（中止・廃止）の内容

2　変更（中止・廃止）の理由

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市
脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承
認したので、通知します。

承認の内容

様式第7号（第12条関係）

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等実績報告書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

所在地
報告者　名称
代表者氏名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した
ので、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額　　円

2 事業完了年月日　　年　　月　　日

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）

様式第8号（第12条関係）

(1枚目)

事業報告書

申請者（法人名）			
事業計画の名称			
事業実施の期間 年　　月　　日　～　　年　　月　　日			
事業概要 (成果目標)			
(事業内容)			
事業実施時期	事業項目	具体的な内容	担当者

(2枚目)

事業成果

(技術的価値)

(独自性・新規性)

(温室効果ガスの削減効果)

(3枚目)

(経済価値)

(市場規模・優位性)

(実現に向けた展望)

(4枚目)

産業財産権の取得状況

事業成果の産業財産権を出願し、又は保有している。 はい いいえ

※ はいと回答した場合、種類及び番号を記入してください。 _____

今後の展望

(課題点)

(今後の発展性・スケジュール)

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第10号（第14条関係）

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金請求書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振 辻 先

金融機関名	銀行	支店名	本店
	金庫		支店
	農協		出張所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義 (カナ)			

様式第11号（第15条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

所在地

報告者　名称

代表者氏名

電話番号

年　月　日付け 第　　号により補助金の交付の決定を受けた脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（　年　月　日付け 第　　号による額の確定通知額）

金　　　　　　　円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

金　　　　　　　円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金　　　　　　　円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金　　　　　　　円

様式第12号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について取り消したので、静岡市脱炭素社会の実現に資する新技術開発等補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 事業の名称 _____

2 取消の内容（全部取消又は一部取消）

3 取消の理由